ACSES ニュースレター_２２２２号（2021 年 12 月 3 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・イヤホン付け無灯火の自転車の高１と接触、車道に倒れた７５歳はねられ死亡〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・3 日経っても消えない舞洲の倉庫火災　中に医薬品、物流に一部影響も〈新聞報道〉
・日大以外にも不祥事続く私立大　識者が語る再発防止のカギ〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・ごみピットの煙、AIで発見　リチウムイオン電池の誤投棄などで相次ぐ火災を防ぐ〈Web報道〉
・電車内、身を守るためにできること 乗る前から始まる安全対策とは〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６４報）〈厚生労働省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 人事院規則の一部改正
◇人事院規則１０－１５（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１０－１５－２）〈官報〉
◇人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１５－１４－３８）〈官報〉
◇人事院規則１５－１５（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１５－１５－１８）〈官報〉
[4] 廃棄物関係
◇ENEOS、廃プラを「原油」に　燃やさず分けず再利用〈新聞報道〉
[5] 温暖化対策関係
◇衣食住に関する脱炭素アクションの効果を紹介する「脱炭素型ライフスタイルの選択肢」データベースを公開しました。〈国立環境研究所〉
◇戸建て住宅における屋根上太陽光発電(PV)+電気自動車（EV）の脱炭素化ポテンシャルが、今後、急激に高まる〈国立環境研究所〉
[6] 環境安全関係
◇（仮称）三戸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　９件　［開催記録、報告、資料等］　３件
[8] 海外の化学物質管理情報
○国際：３件　○欧州：10 件　○米国：４件　○台湾：１件　○オーストラリア：５件
[9] その他

犬香需（イヌコウジュ）

◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：２件

[付録]

◇アルコール消毒の盲点？増える感染性胃腸炎〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026824/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211202_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：73 件

うち重大事故等として通知された事案：18 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026825/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211202_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：８件

(2)事故情報(食中毒情報)：６件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：38件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：３件

・イヤホン付け無灯火の自転車の高１と接触、車道に倒れた７５歳はねられ死亡

＜読売新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211202-OYT1T50152/

２日午前５時３５分頃、東京都足立区西新井本町の環状７号（都道）で、歩道を自転車で走行していた足立区に住む高校１年の男子生徒（１６）の肩が、歩いていた近くの無職男性（７５）の肩とすれ違いざまに接触。男性は弾みで車道に倒れ、走行中の２トントラックにはねられて死亡した。警視庁西新井署が詳しい状況を調べている。

発表によると、男子生徒は通学途中で、耳にイヤホンを着けて無灯火で運転しており、「前をあまり見ておらず、ブレーキをかけたが間に合わなかった」と話しているという。

西新井署は男子生徒について重過失致死容疑で、トラックの男性運転手（５２）について自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致死）容疑でそれぞれ調べている。

◇事故、事件の続報

・3 日経っても消えない舞洲の倉庫火災　中に医薬品、物流に一部影響も

＜朝日新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD23J56PD1PTIL01T.html

大阪市此花区の人工島・舞洲の倉庫で 11 月 29 日朝に発生した火災は、3 日経った 2 日午前でも消えていない。保管されているのは薬品や医療機器などで燃えやすい物品が多く、建物の窓が少ないため消火活動が難航。物流にも一部で影響が出ているという。

2 日午前、倉庫を上空から見ると天井が抜け落ち、黒い煙が吹き出していた。一帯には煙が立ちこめる。周囲は倉庫や工場が立ち並ぶ。府警が一部の道路を通行止めにしており、トラックが渋滞の列を作る。

倉庫近くの物流会社で働く派遣社員の男性（69）は「仕事場に煙やにおいが入ってくる。気分が悪いと言って

帰った従業員がいた。とにかくください」と話す。

倉庫の従業員から「段ボールが燃えている」と 119 番通報があったのは 11 月 29 日午前 8 時 55 分ごろ。日立物流西日本（大阪市此花区）が医薬品や食料品を保管している倉庫からは真っ黒な煙が上がり、壁の一部は焼け崩れた。

大阪市消防局は消防車数十台とヘリを出動させ、消火にあたった。2 日午前になっても火はくすぶり続けている。消防局は連日、市内全署から消防車を出動させている。出動は 2 日午前 8 時までに延べ 365 台、ヘリ 2 機になった。

大阪府警此花署などによると、火が出たとみられるのは倉庫の 1 階南側。12 月 1 日午前には天井の一部が焼け落ち、2 日時点で 3 万～4 万平方メートルが焼けたとみられる。出火原因はわかっていない。

倉庫は GLP 投資法人（東京都港区）が保有し、日立物流西日本が借りている。鉄筋コンクリートの 6 階建てで、延べ床面積は 5 万平方メートル超。主に 3～6 階に医薬品などが保管されている。

親会社の日立物流の担当者によると、中の物品について出荷した各メーカーに問い合わせているが、「今のところ火災で有毒物質が出るものは確認されていない」と言う。同社は、火災で卸問屋などに届けられなくなった物品を、代わりに東日本の倉庫から運んでいるといい、担当者は「届けるのが 1 日ほど遅れている」と説明する。

開口部の少ない倉庫内「手探りの消火活動を続けてきた」

出火から 3 日経っても鎮火し…

・日大以外にも不祥事続く私立大　識者が語る再発防止のカギ

＜朝日新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD25KJWPCYUTIL05L.html

元理事に続いて理事長も逮捕され、ガバナンス（統治）の不全が露呈した日本大学。文部科学省は従来、私立大で不祥事が起きても大学が自ら解決すべきだというスタンスを基本としてきたが、識者からは「文科省が積極的に介入すべきだ」との声も出始めた。今回のような事例の再発防止には何が必要なのか。

「これで、理事長によるワンマン体制に終止符を打てる」。日大の田中英寿理事長（74）が脱税容疑で逮捕されたことを受け、同大教授は、そう漏らした。

日大は 7 万人を超える学生を抱え、教職員数も 4 千人近くいる。だが、最高議決機関として大学経営の中心に位置する理事会は、田中理事長ら一部のメンバーが取り仕切り、「理事会での反対は許されない。内部統制はまったく効いていなかった」（職員の一人）とされる。

日大では 2018 年、アメリ…

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・ごみピットの煙、AI で発見　リチウムイオン電池の誤投棄などで相次ぐ火災を防ぐ

＜ITmedia NEWS　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2112/02/news118.html

JFE エンジニアリングは 12 月 2 日、清掃工場で、ごみを焼却する前に集積する「ごみピット」向けに、発煙を検知するシステム「Smoke AI」（スモークアイ）を開発したと発表した。発煙モデルを学習した AI により、ピットの深い部分での発煙も検知し、火災を被害を防ぐ。　すでに粗大ごみ処理施設に納入済み。今後、一般廃棄物処理施設向けにも開発を進め、拡販していく。　ごみピットの発煙モデルなど数万件のデータをディープラーニングで学習させることで、発煙の特徴を把握させ、ほこりなどの誤検知を抑えた。ごみピットの深い部分での発火による煙も素早く検知し、初期消火につなげられるという。　清掃工場では近年、誤って一般ごみとして廃棄された電池による火災が多発しているという。特にリチウムイオン電池は、衝撃やショートなどで発火するリスクがある。ごみピットの表層ではなく深い部分で発火した場合は赤外線カメラでは見つけにくく、火災の被害が甚大になることもあるという。

・電車内、身を守るためにできること 乗る前から始まる安全対策とは

＜朝日新聞　2021 年 12 月 3 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD253QTPCTUTIL01K.html

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６４報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22240.html

１　自治体の検査結果

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、長野県、京都市、大阪府、大阪市、徳島県、香川県

※ 基準値超過　２件

No. 37	宮城県産	シロシメジ	(Cs：130 Bq/kg)
No. 50	宮城県産	マツタケ	(Cs：240 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　６件

No. 1378	福島県産	イワナ	(Cs：160 Bq/kg)
No. 1823	福島県産	イノシシ	(Cs：300 Bq/kg)
No. 1824	福島県産	イノシシ	(Cs：390 Bq/kg)
No. 1831	福島県産	イノシシ	(Cs：180 Bq/kg)
No. 1834	福島県産	イノシシ	(Cs：810 Bq/kg)
No. 1852	産地不明	コウタケ	(Cs：190 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 12 月２日版）

＜厚生労働省　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=qVIscU2TXySjo4o7Y

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株 日本含め 27 の国と地域で確認（2 日午前 11 時）

＜NHK　2021 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013369971000.html

・オミクロン株 日本含め 32 の国と地域で確認（3 日 3:30 時点）

＜NHK　2021 年 12 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013369971000.html

・フランスの感染者、1 日あたり 5 万人に急増　オミクロン株も次々に

＜朝日新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD22VHCPD2UHBI00G.html

---

[対策・予防]

◇*アルコール消毒の盲点*

・アルコール消毒の盲点？増える感染性胃腸炎

＜NHK　2021 年 12 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013367551000.html

----→ *末尾［付録］*

・手の消毒液 ノンアルコールとアルコール 場面に応じ使い分けを

＜NHK　2021 年 12 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211202/k10013370621000.html

新型コロナウイルスの対策として使われる消毒液について、京都府立医科大学のグループは、ノンアルコールタイプの成分に人の手に付着したウイルスへの効果が数時間続くことが確認できたとする研究成果をまとめました。この研究は京都府立医科大学の廣瀬亮平助教などのグループが行いました。

グループは、手の消毒液の持続効果を調べるため、主な成分として使われる８種類の薬品をそれぞれヒトの皮膚に塗ったうえで、新型コロナウイルスを付着させ効果を比べました。
その結果、ノンアルコールタイプの消毒液の多くで使われる「塩化ベンザルコニウム」と「グルコン酸クロルヘキシジン」という薬品の場合は、ウイルスは５分ほどで無毒化され消毒液を塗ってから４時間後も効果が続いたということです。
一方で、アルコールタイプの消毒液に使われるエタノールなどの場合は、塗った瞬間の効果は高いと考えられるものの、あとから付着させたウイルスは10時間以上無毒化されなかったということです。
グループでは、長時間にわたって消毒の効果を保つためにはノンアルコールタイプが、すでに付着したウイルスを無毒化させるにはアルコールタイプがそれぞれ有効だとして、場面に応じた使い分けを呼びかけています。
廣瀬助教は「ノンアルコールタイプは効果が長く続くので、消毒の間隔があいても感染リスクを減らせる。アルコールタイプの消毒液と併用することで効果を上乗せできるのではないか」と話しています。

◇<u>厳しい寒さ コロナ感染対策「換気」はどうする？ポイントは？</u>
＜NHK　2021年12月2日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211202/k10013371091000.html
---

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・ファイザー製３回接種済み、イスラエル医師２人がオミクロン株に感染
＜読売新聞　2021年12月2日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20211201-OYT1T50361/
　イスラエル中部テルアビブ近郊のシェバ・メディカルセンターは１１月３０日、同病院の医師２人がオミクロン株に感染したと発表した。２人は米ファイザー製ワクチンを３回接種済みで、軽症という。うち１人は先週ロンドンの学会に出席していた。これでイスラエルの感染者は計４人となった。

・イギリス 追加接種に備え1億1400万回分のワクチン確保の契約
＜NHK　2021年12月2日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211202/k10013371041000.html

・「オミクロン株に既存のワクチン有効」開発の英大学
＜テレ朝news　2021年12月2日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000236980.html
****

[3] *<u>人事院規則の一部改正</u>*

◇<u>人事院規則１０－１５（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１０－１５－２）</u>

［官報］　令和3年12月1日　号外　第270号　8～9頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201g00270/20211201g002700008f.html

　人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇□一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和3年12月1日　　人事院総裁　　川本　裕子

人事院規則１０－１５－２

人事院規則一〇－一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

　人事院規則一〇－一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

　―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ記載―

（定義）

第二条　この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一　職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～ハ　　（略）

ニ　不妊治療を受けること。

二　職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～ヘ　　（略）

ト　規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第五号の二又は規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第九号の規定による不妊治療に係る通院等のための休暇

チ　規則一五－一四第二十二条第一項第六号又は規則一五－一五第四条第一項第十号の規定による六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である場合の休暇

リ　規則一五－一四第二十二条第一項第七号又は規則一五－一五第四条第一項第十一号の規定による出産した場合の休暇

ヌ　規則一五－一四第二十二条第一項第八号又は規則一五－一五第四条第二項第一号の規定による保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇

ル　規則一五－一四第二十二条第一項第九号又は規則一五－一五第四条第一項第十二号の規定による妻の出産に伴う休暇

ヲ　規則一五－一五第四条第二項第七号の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇

ワ　イからヲまでに掲げるもののほか、人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置

三　職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ～ト　　（略）

チ　規則一五－一四第二十二条第一項第十号又は規則一五－一五第四条第一項第十三号の規定による子の養育のための休暇

リ　規則一五－一四第二十二条第一項第十一号又は規則一五－一五第四条第二項第二号の規定による子の看護のための休暇

ヌ　（略）

四　職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ　（略）

ロ　勤務時間法第二十条第一項に規定する介護休暇又は規則一五－一五第四条第二項第四号の規定による要介護者の介護をするための休暇

ハ　勤務時間法第二十条の二第一項に規定する介護時間又は規則一五－一五第四条第二項第五号の規定による要介護者の介護をするための休暇

ニ～ヘ　　（略）

ト　規則一五－一四第二十二条第一項第十二号又は規則一五－一五第四条第二項第三号の規定による要介護者の世話を行うための休暇

チ　（略）

附　則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

――――――――――

◇人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１５－１４－３８）

［官報］ 令和３年12月１日　号外　第270号　９頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201g00270/20211201g002700009f.html

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五□一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和3年12月1日　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則１５－１４－３８

人事院規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ記載―

（特別休暇）

第二十二条　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～五　（略）

五の二　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間

六～十八　（略）

２　前項第五号の二及び第九号から第十二号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

３・４　（略）

附　則

この規則は、令和四年一月一日から施行する

◇人事院規則１５－１５（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１５－１５－１８）

［官報］ 令和３年12月１日　号外　第270号　９～12頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211201/20211201g00270/20211201g002700009f.html

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和3年12月1日　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則１５－１５－１８

人事院規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ記載―

（年次休暇以外の休暇）

第四条　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に隴る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一～八　（略）

九　非常勤職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において五日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

十　六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

十一　女子の非常勤職員が出産した場合出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

十二　非常勤職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　人事院が定める期間内における二日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

十三　非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における五日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

２　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第二号から第五号まで及び第九号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

（削る）

（削る）

一　生後一年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

二　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事院の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

三　次に掲げる者（八に掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第五号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の人事院の定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤

務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事院の定める時間）の範囲内の期間

イ～八　　（略）

四～十　（略）

３　前二項の休暇（第一項第十号及び第十一号の休暇を除く。）については、人事院の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和四年一月一日から施行する。

（人事院規則九－四〇の一部改正）

第二条　人事院規則九－四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ記載―

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条　（略）

２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一～九　　（略）

十　勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

十一　勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五－一五第四条第三項の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間か三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

十二・十三（略）

（人事院規則一九－〇の一部改正）

第三条　人事院規則一九－〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ記載―

（育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日）

第三条の三　育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一　（略）

二　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「国等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子のＩ歳到達日の翌日後である場合又は当該国等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則一五－一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十号又は第十一号（当該非常勤職員が再　　任用短時間勤務職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号）の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差

し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三　（略）

（育児時間の承認）

第二十九条　（略）

２　　（略）

３　非常勤職員に対する育児時間の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則一五一一五第四条第二項第一号又は第五号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

****

[4] *廃棄物関係*

◇ENEOS、廃プラを「原油」に　燃やさず分けず再利用

＜日経新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC174540X10C21A9000000/

ENEOS や三菱ケミカルなどが、プラスチックの廃棄物を原油に近い状態に戻し原料として再利用する事業を始める。「ケミカルリサイクル」という手法だ。脱炭素と循環型経済の流れを受けて、かつて普及に至らず埋もれた技術に再び挑む。技術革新をけん引するスタートアップと組みコストなどの課題解決に取り組む。独 BASF など先行する欧州勢を追う。

ENEOS は三菱ケミカルと共同で、廃プラを原油に近い油に戻す設備を 20...

****

[5] *温暖化対策関係*

◇衣食住に関する脱炭素アクションの効果を紹介する「脱炭素型ライフスタイルの選択肢」データベースを公開しました。

＜国立環境研究所　2021 年 12 月 3 日＞　https://lifestyle.nies.go.jp/

◇戸建て住宅における屋根上太陽光発電(PV)+電気自動車（EV）の脱炭素化ポテンシャルが、今後、急激に高まる

＜国立環境研究所　2021 年 12 月 2 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20211202/20211202.html

****

[6] *環境安全関係*

◇（仮称）三戸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 12 月 2 日＞　http://www.env.go.jp/press/110245.html

****

[7] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・農薬第四専門調査会（第11回）の開催について（非公開）　　１２月１３日

＜内閣府　2021年12月2日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_11.html

（１）農薬（パラコート）の食品健康影響評価について

（２）その他

・ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（第6回）の開催について　　１２月９日

＜内閣府　2021年12月2日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_wine_annai_6.html

（１）硫酸銅に係る食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会（第841回）の開催について　　12月7日

＜内閣府　2021 年 12 月 2 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai841.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 １案件
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第８３条の５第１項の規定に基づく農林水産省令の改正について
・動物用医薬品 １品目
牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ２）
（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「MAM 株を利用して生産された α-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）その他

・令和３年度水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会の開催について　12月９日
＜環境省　2021年12月2日＞　http://www.env.go.jp/press/110259.html
（１）令和２年度の水環境における放射性物質モニタリング結果について
（２）その他

・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　12 月 16 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22387.html
［審議事項］
議題１ 医療用エックス線装置基準の改正の可否について
非公開案件
［審議事項］
議題２ 医療機器「セルーション セルセラピーキット SUI」の生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否及び使用成績評価の要否について
議題３ 医療機器「AQUABEAM ロボットシステム」の生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否及び使用成績評価の要否について
議題４ 医療機器「RECELL 自家細胞採取・非培養細胞懸濁液作製キット」の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の指定、特定保守管理医療機器の指定の要否、生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否及び使用成績評価の要否について
議題５ 医療機器「エキシマレーザ Turbo カテーテル」の使用成績調査の期間延長の可否及び医療機器「エキシマレーザ Turbo Power カテーテル」の使用成績評価の要否について
議題６ 医療機器「Brainsway TMS システム」の使用成績調査の期間延長の可否について
議題７ 医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の指定及び特定保守管理医療機器の指定の要否について
［報告事項］
議題８ 医療機器の再審査結果及び使用成績評価の報告について
［その他事項］

・令和３年度環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会（第２回）の開催について　12月7日
＜環境省　2021年12月2日＞　http://www.env.go.jp/press/110254.html
（１）建築物に係る契約の検討の方向性及び令和４年度における建築物専門委員会の検討課題等について
（２）検討スケジュールについて
（３）その他

・カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの利活用拡大のための環境整備に関する検討会（第１回）　12 月 8 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 2 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43666
1. カーボン・クレジットを巡る動向
2. カーボン・クレジットに係る論点

・学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議（第１回）の開催について　12 月 9 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbdac4seWcm5mbF

1. 学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究について
2. 学校施設の水害対策検討部会の設置について
3. その他

・自殺総合対策の推進に関する有識者会議　　12月6日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_396747_00002.html
・関係団体等へのヒアリング（1）
・これまでの意見のとりまとめ

[開催記録、報告、資料等]

・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（第 4 回）　配布資料　　11 月 25 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbdac4seWcm5mbE
1. 「世界と伍する研究大学専門調査会」の検討状況について
2. 特定研究大学制度（仮称）の構築に向けて
3. その他

・第 11 期 環境エネルギー科学技術委員会（第 2 回）　配付資料　　11 月 26 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbdac4seWcm5mbH
1. 研究開発課題の評価について
2. 分野別研究開発プラン(仮称)及び分野別研究開発プログラムの策定の進め方について
3. その他

・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース（第 24 回）　議事録　　9 月 27 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbdac4seWcm5mbI
(1) 第 1 回中間チェックアンドレビュー目標とアクションプランの進捗状況との連関について
(2)「第 2 回中間チェックアンドレビュー」に向けた課題抽出について
(3)令和 4 年度核融合関係概算要求について
(4)原型炉研究開発体制の強化のための大学等の連携強化について

****

[8] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 563 号　2021 年 12 月 1 日　　から＞

○国際

・Series on Testing and Assessment: publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 11 月 23 日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm
OECD は、化学物質の試験と評価に関する一連の文書で、以下の 3 文書を更新し掲載した。
○No. 345 Evaluation of Tools and Models Used for Assessing Environmental Exposure to Manufactured Nanomaterials; Functional Assessment and Statistical Analysis of Nano-Specific Environmental Exposure Tools and Models
○No. 346 Evaluation of Tools and Models for Assessing Occupational and Consumer Exposure to Manufactured Nanomaterials; Part I: Compilation of tools/models and analysis for further evaluation
○No. 348 Evaluation of Tools and Models for Assessing Occupational and Consumer Exposure to Manufactured Nanomaterials; Part III: Performance testing results of tools/models for consumer exposure
・A Chemicals Perspective on Designing with Sustainable Plastics
＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 11 月 23 日＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/a-chemicals-perspective-on-designing-with-sustainable-plastics-f2ba8ff3-en.htm
OECD は、「持続可能なプラスチックによる設計に関する化学物質の展望；目標、考慮事項、トレードオフ」と題する報告書と、関連する 4 件のケーススタディーを 2021/12/07 にリリースし、同日の 14:00 (CET) から報告書の調査結果についての Web セミナーを開催すると発表した。

・気候と大気浄化の国際パートナーシップ、2030 年までに短寿命気候汚染物質を大幅に削減する戦略を承認（発表：2021/11/09）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 11 月 24 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46426&oversea=1

○欧州

・Commission Regulation (EU) 2021/2030 of 19 November 2021 amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards N,N-dimethylformamide

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 22 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R2030&qid=1637720850483

欧州委員会（DG GROW）は、N,N-ジメチルホルムアミドに関し、REACH 規則の附属書 XVII を改正する 2021/11/19 付け欧州委員会規則（EU）2021/2030 を官報公示した。この改正規則は附属書 XVII に新たにエントリー76（N,N-ジメチルホルムアミドの制限)を追加するもので、官報公示の 20 日後に発効する。

・Daily News 24 / 11 / 2021 Chemicals: Commission seeks public views on simplification and digitalisation of labels

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 24 日＞

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_21_6266

欧州委員会は、接着剤、洗濯および食器用洗剤、肥料製品などの化学製品のラベル表示の簡素化とデジタル化に関して利害関係者からの意見募集を開始したことを発表した。REACH を除く化学物質関連法の適合性チェックにより示唆された「ラベルが情報で過負荷になることを回避することにより、表示内容の理解を促進し、結果として消費者保護をさらに改善できる」という課題を解決するものと説明している。意見募集は 2022/02/16 まで。欧州委員会の意見募集

→　https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12992-Chemicals-simplification-and-digitalisation-of-labelling-requirements_en

・Commission Regulation (EU) 2021/2045 of 23 November 2021 amending Annex XIV to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R2045&qid=1638257659370

欧州委員会（DG GROW）は、REACH 規則の附属書 XIV を改正する 2021/11/23 付け欧州委員会規則（EU）2021/2045 を官報公示した。この改正規則は、REACH 附属書 XIV のエントリー4 (DEHP)、エントリー5 (BBP)、エントリー6 (DBP)、およびエントリー7 (DIBP)の免除用途を削除し、認可申請の最終申請日および日没日に特例を規定するもので、官報公示の 20 日後に発効する。

・Chemicals strategy: high-level roundtable adopts joint report on enforcement and compliance

＜欧州委員会(EC)　2021 年 11 月 26 日＞

https://ec.europa.eu/environment/news/chemicals-strategy-high-level-roundtable-adopts-joint-report-enforcement-and-compliance-2021-11-26_en

欧州委員会（DG Environment）は、2021/11/25 に開催された産業界、市民団体、学界、国際機関、および加盟国により構成される「持続可能性のための化学物質戦略」の実施に関するハイレベル円卓会議で、化学物質に関する法律の遵守と執行に関する共同報告書が採択されたと発表した。

・Highlights from November Enforcement Forum meeting

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 22 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-november-enforcement-forum-meeting

ECHA は、11 月に開催された執行フォーラム会議で、塗料剥離剤であるジクロロメタンの上市と使用に関する REACH 制限、および N-メチルピロリドンの職場における管理に関する REACH 制限についてのパイロットプロジェクトを将来実施することに合意したと報じている。

・ECHA Weekly - 24 November 2021
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 24 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-58
ECHA は ECHA Weekly の 2021/11/24 版を掲載した。
・SCIP database version 2.0 available
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 24 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/scip-database-version-2.0-available
ECHA は、いくつかの機能を更新した新たな SCIP データベース Version 2.0 が利用可能となったと発表した。この Version 2.0 では、SCIP 番号によるデータベースの検索が可能になったこと、オプションで特定の識別子タイプの検索の選択や使用する検索演算子の編集が可能になったこと、フロントエンド・ポータルの読み込みを高速化したことなど、機能が更新されている。
・Other calls for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 24 日＞
https://www.echa.europa.eu/web/guest/other-calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/67807/term
ECHA は、欧州委員会の代理として、欧州委員会および欧州加盟国が抗凝血性の活性物質を含む殺生物性製品（殺鼠剤）の認可を更新するかどうかを決定するための情報募集を開始した。情報提供は 2022/01/31 まで。
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 25 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 18 物質における 20 件の試験提案を公開し、2022/01/10 までの意見募集を開始した。
・Webinars
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 11 月 25 日＞　https://echa.europa.eu/webinars
ECHA は、今後開催する Web セミナーの題名とそのプログラムを追加掲載した。
○Assessing groups of chemicals: what you need to know（開催日：2021/12/14）

○米国

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for October 2021
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 11 月 22 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/22/2021-25422/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-october-2021
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/10/01～2021/10/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。意見提出は 2021/12/22 まで。
・EPA Announces First Mandated Adjustment for TSCA Fees
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 11 月 23 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-announces-first-mandated-adjustment-tsca-fees-0
EPA は、3 年ごとに料金を見直すと云う TSCA の法的要求に従い、TSCA 料金の改訂を発表した。この改訂は 2022/01/01 に発効し、全ての TSCA 料金に適用される。TSCA 料金の改訂　→ https://www.epa.gov/tsca-fees/tsca-fees-table
・EPA Requires Natural Gas Processing Facilities to Report to Toxics Release Inventory
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 11 月 24 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-requires-natural-gas-processing-facilities-report-toxics-release-inventory
EPA は、有害物質排出目録（TRI）の報告対象となる産業部門に、全ての天然ガス処理施設を含める規則を最終化したことを発表した。この最終規則は 2021/12/27 に発効し、天然ガス処理施設は、2022 年 1 月より放出およびその他の廃棄物管理量の追跡を開始、2023 年から TRI データを提出することになる。EPA 官報　→

https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/24/2021-25646/addition-of-natural-gas-processing-facilities-to-the-toxics-release-inventory

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-2.5e)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 11 月 24 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/11/24/2021-24790/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-25e

EPA は、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（21-2.5e）に、TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する提案規則を官報公示し意見募集を開始した。この提案規則への意見提出は 2021/12/27 まで。

○台湾

・Technical Barriers to Trade Information Management SystemRegular notification G/TBT/N/TPKM/475

＜台湾　2021 年 11 月 22 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/175434?FromAllNotifications=True

台湾行政院環境保護署(EPA)は、ポリ塩化ビニル（PVC）を含むプレート包装材、リサイクル可能な指定容器、およびプレート以外の使い捨て食器容器の製造、輸入、販売の制限(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2022/01/22 まで。WTO/TBT 通知　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/TPKM/21_7253_00_e.pdf

---

○オーストラリア

・Evaluations notice for DBDPE - 22 November 2021

＜オーストラリア　2021 年 11 月 22 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/evaluations-notice-dbdpe-22-november-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第 73 条に従い、１，１’－(エタン－１，２－ジイル）ビス［２，３，４，５，６－ペンタブロモベンゼン］(一般名称：デカブロモジフェニルエタンまたは DBDPE)(CAS RN 84852-53-9）の導入(製造または輸入)および使用に関する環境へのリスク評価を完了し、その評価書を公開した。DBDPE 評価書　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-11/EVA00072%20Evaluation%20statement%2018%20November%202021%20%5B394_KB%5D.pdf

・Rules amendments and regulatory changes from 23 November 2021

＜オーストラリア　2021 年 11 月 22 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/rules-amendments-and-regulatory-changes-23-november-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品（一般）規則 2019、および工業化学品（必然的改正および移行規定）規則 2019 の改正案について意見募集を行い、結果として、2021/11/23 から変更となる規則および 2021/12/10 から変更となる規則を掲載した。

・Update of deleted CAS number - 24 November 2021

＜オーストラリア　2021 年 11 月 24 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/update-deleted-cas-number-24-november-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第 85 条に基づき、工業化学品インベントリに収載されている 1 件の工業化学品の CAS 名称と CAS 番号を訂正した。(Chemical Abstracts Service（CAS）が CAS 名称と CAS 番号を更新したため)

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 24 November 2021

＜オーストラリア　2021 年 11 月 24 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-24-november-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、2 件の工業化学品の名称の秘密企業情報（CBI）承認が取り消されたことから、当該物質の工業化学品インベントリ情報を変更した。

・Version 1.3 of the Categorisation Guide released
＜オーストラリア　2021 年 11 月 26 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/version-13-categorisation-guide-released
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、事業者が化学品の導入（製造または輸入）カテゴリーを意志決定することを支援するカテゴリーガイドのバージョン 1.3 をリリースした。これは工業化学品（一般）規則 2019 のいくつかの変更に伴なうものと説明している。Categorisation Guide　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/help-and-guides/guide-categorising-your-chemical-importation-and-manufacture
****

[9] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・鹿児島県出水市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内２例目及び３例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211202.html
---

◇*その他*

・正門にかかる２つの大学名　キャンパス「同居」で生き残り　高野山大と大阪千代田短大
＜産経ニュース　2021 年 12 月 2 日＞
https://www.sankei.com/article/20211202-FHJW3P4RNZO6XGM4CZM34XLEII/
少子化で大学の経営環境が激変しているなか、異なる大学が同一キャンパスに〝同居〟する取り組みが始まっている。高野山大学（和歌山県高野町）が今年４月、文学部に教育学科を新設。開設先は大阪千代田短期大学（大阪府河内長野市）内だ。異なる学校法人の運営する大学が同じキャンパスを利用するのは珍しい。コスト削減や効率的な設備利用などメリットは大きいといい、新たなモデルとなる可能性もある。
体験重視
緑豊かな自然に囲まれた河内長野市小山田地区。小高い山の上にある大阪千代田短大裏の山林で今春から、生い茂る木を切り倒し、遊歩道の整備に取り組む若者たちの姿がみられるようになった。高野山大文学部教育学科の学生たちだ。
地元のＮＰＯの指導を受けながら、慣れない手つきでノコギリ使う。１年の村上遼さんは「初めての経験で戸惑うこともあるが、将来役立つと感じている」と話す。同学科の目玉となるカリキュラム、地域体験学習だ。
学習では、教員が間伐がもたらす恵みなどを説明。柳原高文特任准教授は「実際に経験していれば、理科の授業でも説得力ある教え方ができる」と話す。
その他にも農作業など４つの体験学習コースがある。同大は「近くに里山があり、地域で活動するＮＰＯもいた。特色を打ち出せている」と新キャンパスの手応えを話す。
コスト削減効果
高野山大にとって、教育学科の創設は７年越しの悲願だった。平成２６年に教育学部の新設計画を発表。河内長野市内の小学校跡地での開校を目指したが、当初見込みより校舎改修などキャンパス整備に多額の費用がかかることが判明。また、本部のある和歌山県が県外設置に反対したこともあり計画は白紙になった。

・大学の個室トイレで生理用ナプキン無料提供　福島大が導入
＜朝日新聞　2021 年 12 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD171KPPD1UGTB001.html
経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」が社会的に問題になるなか、福島大学（福島市）は 11 月から、女性用の個室トイレと多目的トイレで生理用ナプキンを無料提供するサービス「OiTr（オイテル）」を導入した。窓口配布などに比べ、利用者の心理的な抵抗感が少ないのが利点だ。
　このサービスは、専用アプリをダウンロードしたスマホを個室トイレ内の機器に近づけると、生理用ナプキンが無料で出てくる仕組み。ユーザー登録が必要だが、入力するのはメールアドレスや生まれ年、職業のみで個人を特定されない。

学生が授業などで利用する経済経営学類棟と食農学類研究棟の計16個室で11月15日から利用できるようになり、学生からは「本当にうれしい。生理が来たときにナプキンがなく、焦ることがある」という声が寄せられるなど、好評という。

福島大経済経営学類の遠藤明子教授は生理用品について「貧困かどうかに関わらず、必要な場でトイレットペーパーと同じようなかたちで無償提供すべきだ」と考えた。今年３月にサービス提供会社に連絡をとり、６月に大学と会社が契約を結んだ。

最近は自治体が窓口で生理用ナプキンを無料で提供するケースもあるが、遠藤教授は「自分の顔を見られることが、もらう側には負担になっている」と指摘。今回のサービスの導入経緯について、「男性が抱える問題もあると思うが、日本はジェンダー平等のギャップが大きい。女子学生がプラスアルファで負担しているものをできるだけ均衡させたい」と話す。今後、大学内で女性が使うすべてのトイレにこのサービスを広げたいという。

****

[付録]

◇アルコール消毒の盲点？増える感染性胃腸炎　　*上記［2］関係*

＜NHK　2021年12月1日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211201/k10013367551000.html

お店の入り口でシュ。

出勤してシュ。

食事の前にはウェットタオル。

これで感染対策はバッチリ！…と思っていませんか？

アルコール消毒だけでは十分に防げないウイルスもあるんです。

いま胃腸炎を引き起こすウイルスの感染がじわじわと増えています。

流行のきざし？

『感染性胃腸炎でしょう』

11月中旬、水のような下痢をしている娘（1歳8か月）を小児科へ連れて行くと、医師からこう告げられました。

娘が通う保育園にもこんな貼り紙が。

「感染性胃腸炎にかかっている子が6名います。（11月合計13名）」

使い捨ての手袋をつけて娘のおむつを替えながら私（記者）は思いました。

ついに、この季節が…。

コロナ前の水準近くまで増加

主にウイルスが原因となり、冬場に患者が増える感染性胃腸炎。

おう吐や下痢などの症状が出て高齢者や乳幼児は脱水など症状が重くなることもあります。

この感染症、去年の今頃は例年に比べて大幅に少なくなっていました。

インフルエンザと同様、新型コロナの感染対策が効果を発揮したとみられています。

しかし今シーズンは、コロナの感染が拡大する以前のおととしの水準に近づきつつあります。

感染予防しているのに…

去年と変わらず感染に気をつかう日々が続いているのに、どうして感染性胃腸炎の患者は増えているのでしょうか。

その理由の一つとして、東京都の担当者があげたのが“手洗いに対する意識の変化”。

「新型コロナの感染対策でアルコール消毒が定着したことで、手洗いがおろそかになっているのではないか」

そんな声が医療現場から寄せられているというのです。

アルコール消毒が定着したから手洗いがおろそかになっている？

本当にそうなのか街ゆく人に尋ねてみました。

「手、洗っていますか？」

「いろんなところでアルコール消毒しているから手洗いはまぁいいかなって思うときがある」（男子大学生/19歳）

「外食のときにはおしぼりで手をふくだけでわざわざせっけんで手を洗うことはしていません」（男性/70代）

「基本的にはしっかり洗っていますが、外で食事をするときとか手を洗える場所がないとアルコール消毒だけで

済ませてしまいます。洗う場所を探すのがちょっとおっくうなので」（女性/23 歳）
意識して手を洗っている人がほとんどでしたが、外出先ではそういかないことも。
そんなときにアルコール消毒で済ませているという人もいました。

どうして手を洗わないと感染するの？

「実は感染性胃腸炎の病原体となるウイルスに対しては、アルコール消毒ではあまり効き目がないんです」
そう警鐘を鳴らすのは、感染症の予防に詳しい大東文化大学の中島一敏 教授です。

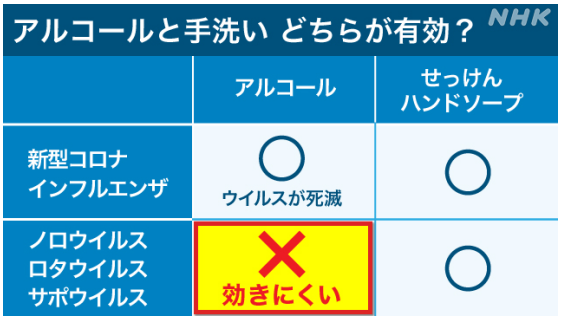

アルコール消毒は新型コロナやインフルエンザウイルスを死滅させることはできますが、感染性胃腸炎の原因となるノロやロタ、サポウイルスなどには効果が十分ではありません。
その理由はウイルスの構造にあるといいます。

大東文化大学 中島一敏教授

「ウイルスには、脂の膜に包まれているものとそうではないものがあります。アルコールはこの膜を壊すことでウイルスにダメージを与えることができるのですが、膜がないウイルスは表面がタンパク質の殻で覆われているため、それができません。ノロウイルスなどにはこの脂の膜がなく、一般に消毒薬に強い性質があります。こうしたウイルスに感染しないためには、手洗いで物理的に洗い落とすという作業が必要です」

もう一度、きちんと手洗いをしよう

中島教授自身もこの２年、アルコール消毒など新型コロナの予防策を訴えてきましたが、いま改めて手洗いの大切さを呼びかけているそうです。
「意識せずに手を洗うと指の間や手の甲などは洗い残してしまいがちです。そうならないためにせっけんをつけて少なくとも 30 秒以上、丁寧に時間をかけて洗うようにしてください。またせっけんは、固形よりも液体タイプをおすすめします。固形のせっけんだとどうしても表面が汚染されてウイルスを移してしまうおそれがあります」

感染しない、させないために

手洗い以外にも感染性胃腸炎を防ぐ方法をアドバイスしてくれました。

大東文化大学 中島一敏教授

「ノロウイルスなどは人から人に感染するケースのほかに食品を介して人に感染する場合があります。この時期に旬を迎えるカキなどの二枚貝は、加熱用の場合しっかりと中まで火を通して食べることが大事です。台所まわりを次亜塩素酸や熱湯で消毒するというのも有効な方法です」
「もしも同居している家族が具合を悪くしたり、あるいは感染してしまったときには、おう吐や排便の際、多くのウイルスが排出されるため処理には特に注意を払う必要があります。おう吐したものから出たしぶきが空気中に広がり知らずに口から吸い込んで感染した事例も知られています。
おう吐したときには換気にも気を配ってください。家族全員が感染しないよう、看病する人を限定することも考えてみてください」

それでも感染したら… 胃に優しい食べ物を

最後に、感染性胃腸炎になったときの食事について教えてもらいました。
「胃腸炎に感染したときに口にするものは目安として便の形状と同じくらいのものと考えると分かりやすいでしょう。例えば水のような便なら水分補給、軟便状なら同じくらいの固さのおかゆといった具合です。子どもは口に出して症状を訴えることが難しいので尿の量から判断して水分補給してあげましょう」
発症直後は体から水分と電解質が失われるため、水分と同時に塩分の補給が重要になるそうです。
そして吐き気が収まってきたら軟らかく消化によいもので糖質を補給し、次に様子を見ながらタンパク質を摂取

するようにします。

＜胃腸炎になったばかりの頃＞

経口補水液

（手作りするなら…水 500ml、砂糖 大さじ 2 強、塩 小さじ 4 分の 1）

＜少し食べられるようになったら＞

おかゆ

煮込んだうどんなど

例えば卵雑炊に軟らかくした高野豆腐を入れるのもおすすめだそうです。

これ以上、感染を広げないために

取材をする中で 2 歳の子どもが感染性胃腸炎にかかったという女性に話を聞くことができました。

症状はおう吐や下痢にとどまらず発症から 2 日後、白目をむいて倒れ、けいれんを起こして意識を失ったそうです。

とても怖い思いをした女性は、こういうケースがあることを知ってほしいと SNS で発信を続けています。

11 月に入って各地の保育園などで感染性胃腸炎の集団感染が相次いでいます。

これからの時期は新型コロナ以外の感染対策にも気を配る必要がありそうです。

********** 以上 **********